

質問書に対する回答8

件名) 首都圏中央連絡自動車道 神崎大栄舗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P53 27-8-3 コンクリートシール工	特記仕様書P53 27-8-3 コンクリートシール工において、基面整形は無し、型枠は無しで計上されていると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書 27-8-3 コンクリートシール工 (2)支払に記載の通り、基面の整形、型枠等施工に要するすべての費用を計上しております。
2	特記仕様書P57 27-12 防草シート工	特記仕様書P57 27-12 防草シート工において、当初積算としては、施工歩掛りは土木工事標準単価で計上されていると考えてよろしいでしょうか。それとも、見積を採用されていますでしょうか。	土木工事標準単価での計上は想定しておりません。貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	特記仕様書P44 27-5-3 セメントコンクリート舗装版工	特記仕様書P44 27-5-3セメントコンクリート舗装版工において、当初積算の歩掛りとしては、積算基準R6年度版の第13編におけるコンクリート構造物工（コンクリートポンプ車）-極小規模-無筋構造物で考えましょうか。	コンクリート構造物工（コンクリートポンプ車）-極小規模-無筋構造物での想定はしておりません。貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	特記仕様書P39 27-5-1 粒状路盤工	特記仕様書P39 27-5-1粒状路盤工において、粒状路盤工-嵩上げ工については、5/7詳細図の131/174昼夜施工詳細図（1/3）に記載されている、粒状路盤工-嵩上げ工の平均厚で粒状路盤を施工するm2あたり単価の積上げたものを、m3あたり単価に換算して当初積算されていると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりにお考えください。
5	特記仕様書 P47、P48、P49、P50、P51、P60 ※鉄筋探査を含む	特記仕様書 P47防護柵、P48防護柵、P49眩光防止板、P50視線誘導標、P51距離標、P60標識サポートにおいて、「※鉄筋探査を含む」と記載があります。 鉄筋探査は、コンクリート構造物測定費の電磁波レーダ法で下向き又は横向きの探査の単価にて、各構造物の箇所数ごとに計上されていると考えてよろしいでしょうか。	土木工事積算基準 P32-18 14. 施工歩掛（24）鉄筋位置調査工 の適用を想定しております。